

つがる西北五広域連合女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

平成 28 年 3 月 29 日

規 則 第 3 号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成 27 年政令第 318 号）第 1 条第 2 項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 15 条第 1 項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

広域連合長	広域連合長が任命する職員
病院事業管理者	病院事業管理者が任命する職員

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（有効期限）

2 この規則は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の失効の日とその効力を失う。